

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		文部科学省		事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他		
日本芸術文化振興会	資産債務型 / 助成事業等執行型	芸術文化活動に対する支援	-	-	-	-	文化庁の政策と連動し、舞台芸術及び映画の助成事業を一元化、助成の成果等に対する評価をふまえた審査の充実等助成事業運営の見直し、支援に関するサービス向上のための情報提供業務の充実	業務運営の効率化による中期目標期間の一般管理費15%以上、業務経費5%以上の効率化。 国家公務員に準じた人件費の削減。(平成22年度において、平成17年度と比較して5%以上の削減) 図書館の公開業務など定型的業務については、外部委託を進め、専門性の求められる業務に職員を重点的に配置 職員の質及び専門性の向上に資する研修などの充実	
	資産債務型 / 特定事業執行型(試験・教育・研修・指導)	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	-	-	-	-	学校等との連携による波及効果の拡大 伝統芸能と現代舞台芸術の分野の相互交流 公演の制作や舞台技術等に関するインターンシップや実地研修への協力 伝統芸能の伝承者の養成事業について大衆芸能(寄席囃子)の休止、養成事業・研修事業の効率性の向上		
	資産債務型 / 特定事業執行型(情報発信・展示・普及・助言等)	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	-	-	-	-	次世代の観客層である青少年等を対象とする公演の充実 日本文化の海外発信・交流の推進 質の高い公演の実施と鑑賞者数の増加のための劇場モニター制度の導入等 積極的に劇場施設を貸し出す等、施設の使用の最適化		
	資産債務型 / 特定事業執行型(情報発信・展示・普及・助言等)	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	-	-	-	-	調査研究の成果のインターネット公開の推進 デジタルシアター構想の推進 現代の日本音楽「シリーズ」の廃止等、調査研究の重点化 効果的な展示公開の推進		

<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>業務運営の効率化に関する事項】 一般管理費に関し、平成14年度を基準として中期目標期間中に、その13%以上の削減。 18年度終了時（3年6ヶ月）で26%の削減。中期計画終了時（19年度末）で13%以上の削減の見込み。 その他の事業費について、中期目標期間中、毎年度、対前年比1%以上の業務効率化を図る。 平成15年度2.2%削減、平成16年度1.95%削減、平成17年度1%削減、平成18年度1%削減</p> <p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置】</p> <p>1.芸術文化活動への支援 芸術文化振興基金の運用収入等を充当して、平成18年度は、芸術創造普及活動（348件 1,135百万円）、地域文化振興活動（197件 268百万円）、文化振興普及団体活動（177件163百万円）に対し、合計722件 1,566百万円の助成金を交付した。 運営費交付金を充当して助成金を交付する舞台芸術振興事業において、平成18年度は73件463百万円を交付した。 いずれの事業も、審査等に関し、客観性及び透明性の確保に努めるとともに、助成対象活動の実施状況等の調査を行い、事業に反映させた。また、助成金の効率化に努めた。</p> <p>2.伝統芸能の公開 現代舞台芸術の公演 伝統芸能の公開については、歌舞伎7公演、文楽10公演、舞踊5公演、邦楽5公演、雅楽2公演、声明2公演、民俗芸能3公演、大衆芸能67公演、能楽51公演、組踊等沖縄伝統芸能30公演、特別企画3公演を実施し、入場者は551,455人であった。当該年度はとくに、国立劇場開場40周年の記念事業を数多く展開し、歌舞伎「元禄忠臣蔵」をはじめ、企画性の高い公演を中心に近年まれに見る入場者を記録し、入場率が対前年度比で8.8ポイント上昇して75.8%になった。 現代舞台芸術の公演は、オペラ12公演、バレエ7公演、現代舞踊4公演、演劇10公演を実施し、入場者数は179,379人であった。前年度（平成17年度）は、入場率が下向したため、これを回復するために種々努力を行った結果、対前年度比で4.8ポイント上昇し、79.7%に向上した。</p> <p>3.伝統芸能の伝承者の養成 現代舞台芸術の実演家等の研修 歌舞伎（俳優、音楽）後継者養成は、18年度までに17名が研修修了した。（中期計画：18名程度の研修修了） 大衆芸能（寄席囃子、太神楽）後継者の養成は、18年度までに9名が研修修了した。（中期計画：8名程度の研修修了） 能楽（ワキ、狂言、囃子）後継者の養成は、18年度までに3名が研修修了した。（中期計画：8名程度の研修修了） 文楽（大夫、三味線、人形）後継者の養成は、18年度までに4名が研修修了した。（中期計画：6名程度の研修修了） 組踊（立方、地方）後継者の養成は、17年度に開始し、10名が研修に従事している。 オペラ研修は、18年度までに20名が研修修了した。（中期計画：25名程度の研修修了） バレエ研修は、18年度までに16名が研修修了した。（中期計画：16名程度の研修修了） 演劇研修は、17年度に開始し、18年度現在で30名が研修に従事している。</p> <p>4.伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料の収集及び活用 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演等の充実に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図った。 18年度の展示公開については、国立劇場本館資料展示室 伝統芸能情報館資料展示室5回（中期計画年2回程度）、演芸資料館資料展示室4回（中期計画年3回程度）、能楽堂資料展示室4回（中期計画年4回程度）、文楽劇場資料展示室5回（中期計画年5回程度）、国立劇場おきなわ資料展示室4回（中期計画年4回程度）、舞台美術センター資料館3回（中期計画年2回程度）実施した。</p>
---	--

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表 (その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		本館・演芸場	能楽堂	文楽劇場	国立劇場おきなわ	新国立劇場
		所在地	東京都千代田区隼町4-1	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	大阪市中央区日本橋1-12-10	沖縄県浦添市勢理客4-14-1	東京都渋谷区本町1-1-1
		職員数	211名	29名	60名	(3名) 本館兼務	6名
	支部・事業所等で行う事務・事業名		芸術文化活動への支援 伝統芸能の公開 伝統芸能の伝承者の養成 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用等	伝統芸能の公開 伝統芸能の伝承者の養成 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用等	伝統芸能の公開 伝統芸能の伝承者の養成 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用等	伝統芸能の公開 伝統芸能の伝承者の養成 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用等	現代舞台芸術の公演 現代舞台芸術の実演家等の研修 現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料の収集及び活用等
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	4,190 (31)	623 (82)	1,235 (99)	1,173 (8)	5,686 (585)
		支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	8,000 (31)	831 (82)	1,751 (99)	1,174 (8)	5,938 (585)

横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
<事務・事業関係>

該当類型		資産債務型 / 助成事業等執行型	資産債務型 / 特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導)	資産債務型 / 特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)	資産債務型 / 特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)
事務・事業名		芸術文化活動に対する支援	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用
事務・事業の概要		芸術文化活動に対する支援	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用
事務・事業に係る 20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	593,200千円 (22,611千円)	1,003,617千円 (6,091千円)	9,825,492千円 (653,426千円)	1,485,187千円 (807千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	2,436,634千円 (22,718千円)	1,067,634千円 (5,524千円)	12,702,454千円 (653,757千円)	1,486,925千円 (859千円)
事務・事業に係る定員 (19年度)		22人	22人	223人	41人
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の30、人員等)	多種多様な分野への助成を行っている民間主体は存在しない。	幅広い分野の伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を総合的に実施する民間主体は存在しない。	幅広い分野の伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を総合的に実施する民間主体は存在しない。	幅広い分野の伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を総合的に実施する民間主体は存在しない。
	廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	芸術文化活動に対する支援は、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し必要な援助を行っている。事業を廃止した場合、芸術家及び芸術団体等の活動が収縮し、国民の芸術文化に触れる機会が減少する。 また、趣旨に賛同し、寄付していただいた民間の団体・個人の意思に反することとなる。	伝統芸能の伝承者の養成については、民間等で実施されなくなった基礎的な研修を、体系的なカリキュラムによって実施しているもので、事業を廃止した場合に、重要無形文化財やユネスコの世界無形遺産を含む国の文化財保護施策に大幅な支障が生じることは明白である。 現代舞台芸術の実演家の研修については、個々の芸術団体の枠を超えた、世界に通用するトップレベルの実演家の育成を行っており、事業を廃止した場合には、我が国の芸術水準が低下し、世界における我が国の文化的地位が著しく低下する。	伝統芸能の公開は、国の文化財保護施策の一環として、伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開することに努めており、事業を廃止した場合、これまで保存・振興してきた伝統芸能が途絶えるとともに、世界無形遺産(歌舞伎、文楽、能楽)の保護に関し、ユネスコに提出した行動計画の遂行が不可能となる。 現代舞台芸術の公演は、世界共通の芸術であり、我が国の文化水準を示す重要な分野であることから、国の施策に沿った事業を行う必要がある。事業を廃止した場合、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供できなくなるとともに、我が国の芸術水準が低下し、世界における文化的地位は著しく低下する。	日本芸術文化振興会においては、国立劇場で行う歌舞伎の通し狂言や復活狂言の上演に関する調査研究などを実施している。これらの事業を廃止した場合、国立劇場として求められる伝統芸能の公開が不可能となり、国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供できなくなる。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	その他(国の文化財保護施策の一環として行われる伝統芸能の公開、国の施策に沿った芸術水準の高い現代舞台芸術の公演を実施すること、人材の養成・研修は不可分一体である)	主要業務	その他(国立劇場で行う歌舞伎の通し狂言や復活狂言の上演に関する調査研究など、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うために必要不可欠な調査研究を実施)

(1) 事務・事業 のゼロベースでの 見直し	事業開始からの継続年数	17年（平成2年3月開始）	伝統芸能の伝承者の養成 38年（昭和45年6月開始） 現代舞台芸術の実演者等の研修 9年（平成10年4月開始）	伝統芸能の公開40年 （昭和41年11月開始） 現代舞台芸術の公演9年 （平成9年10月開始）	伝統芸能関係40年 （昭和41年11月開始） 現代舞台芸術関係9年 （平成9年10月開始）
	これまでの見直し内容	<p>公演等調査を新たに実施するなど各種調査を充実するとともに、助成対象活動実績報告書の記載内容を整理・分類し、助成の目的等に照らし合わせた分析・点検により把握に努めた。</p> <p>文化庁支援事業と合同の募集案内説明会の開催や募集窓口の一本化を図り、より効率的で利便性の高い業務実施に努めた。</p> <p>交付内定通知に際して助成金交付決定の取消しに至った事例を紹介するなど、調査結果を活用した交付事務の一層の適正化に努めた。</p> <p>既存のデータベースを見直し、統合した助成業務システムの活用により、一層の効率化に努めた。</p>	<p>財務諸表に基づいて費用の分析を行うとともに、修了生の就業状況等を詳細に把握し、評価等に活用するとともに、より効率的な事業の実施に努めた。</p> <p>研修生の技芸向上と伝承者間の交流促進を図るため、17年度より既成者研修として「能楽研究課程」を開設した。</p>	<p>演目や過去の鑑賞者数の傾向等を分析し、より適切な目標値の設定につき見直しを行った。</p> <p>伝統芸能に触れる機会の少ない社会人を対象とした歌舞伎、文楽の公演を新たに実施するとともに、将来の観客層の育成を図るため、児童・生徒を対象とした「こどものためのオペラ劇場」公演を新たに実施した。</p> <p>地域の舞台芸術活動を振興する観点から、全国各地で創作・上演されたオペラ作品を新国立劇場へ招聘・上演する「地域招聘公演」を新たに実施した。</p> <p>国立劇場、新国立劇場に託児室を新規開設し、観劇環境の向上と観客サービスの充実を図った。</p> <p>文楽公演等において字幕表示を充実するとともに、能楽堂に日本初のパーソナルタイプの字幕表示装置を導入し、伝統芸能に関する理解促進を図った。</p> <p>稽古日数など主催公演に必要な日数の精査を行い、可能な限り利用可能日数の拡大に努めた。また、ホームページで空き日情報を掲載するなど、より細かな情報提供を行い、利用の促進を図った。</p>	<p>文化デジタルライブラリーの舞台芸術教材について、これまで作成した歌舞伎、文楽に加え、邦楽、バレエのコンテンツを作成し、多様な伝統芸能及び現代舞台芸術の理解促進を図った。</p> <p>専門性の高い業務を担う芸能調査役を新たに国立劇場調査養成部に設置し、職員の専門性の確保に努めた。</p>
	国の重点施策との整合性	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）（平成19年2月9日閣議決定）（抜粋）</p> <p>第1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>）文化芸術活動の戦略的支援</p>	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）（平成19年2月9日閣議決定）（抜粋）</p> <p>第1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>）日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成</p> <p>第2 文化芸術に関する基本的施策、5.芸術家等の養成及び確保等</p>	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）（平成19年2月9日閣議決定）（抜粋）</p> <p>第1 文化芸術の振興の基本的方向、3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>）日本文化の発信及び国際文化交流の推進</p> <p>）地域文化の振興</p> <p>）子どもの文化芸術活動の充実</p> <p>第2 文化芸術に関する基本的施策</p> <p>10.文化芸術拠点等の充実</p> <p>(1)劇場、音楽堂等の充実</p>	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）（平成19年2月9日閣議決定）（抜粋）</p> <p>第1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>）日本文化の発信及び国際文化交流の推進</p>
	受益と負担との関係 （受益者・負担者の関係、両者の関係）	<p>受益者：国民</p> <p>負担者：国民（税・寄附金）</p>	<p>受益者：国民・研修生</p> <p>負担者：国民（税・寄附金）・研修生</p>	<p>受益者：国民</p> <p>負担者：国民（税・入場料・劇場使用料等・寄附金）</p>	<p>受益者：国民</p> <p>負担者：国民（税・寄附金）</p>
	財政支出への依存度 （国費/事業費）	593,200千円 / 2,436,634千円 = 0.24	1,003,617千円 / 1,067,634千円 = 0.94	9,825,492千円 / 12,702,454千円 = 0.77	1,485,187千円 / 1,486,925千円 = 0.99
	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載

<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>全米芸術基金(米国) 形態：米国連邦政府直轄 設立年：1965年 目標：新旧両種の芸術作品の秀逸性を支援、全ての米国民に芸術を普及、芸術教育における主導的な役割を提供 年間予算：13,340万ドル 助成金額：10,441万ドル— 組織：156人 イングランド芸術評議会(イギリス) 形態：政府から独立した公的機関 設立年：1946年 目的：イングランドの豊かで多様な文化的アイデンティティを反映させることによって、芸術を国民の生活の中心に据える 年間予算：58,102万ポンド 助成金額：53,163万ポンド</p>	<p>パリ・オペラ座(フランス) 運営主体：Opera National de Paris(法的・財政的に独立した公共機関)、設立年：1669年 目的：大衆のためのオペラ(より多くの人に)、伝統的技術の保持及び専門家の教育・育成 支出：203.2億円(うち人件費116.7億円 57.4%)、収入：事業収入82.9億円(40.8%)、補助金等収入120.3億円(59.2%) 組織：1,600人 バイエルン州立劇場(ドイツ) 運営主体：Bayrische Staatsoper(州立文化施設)、設立年：1653年 目的：「みんなのためのオペラ」をスローガンとし、一般にオペラをはじめとする舞台芸術を提供 支出：101.4億円(うち人件費83.7億円 82.5%)、収入：事業収入等35億円(34.5%)、補助金等収入66.4億円(65.5%) 組織：842人 ウィーン国立歌劇場(オーストリア) 運営主体：Wiener Staatsoper GmbH(100%国営の有限会社)、設立年：1869年 目的：オーストリアを代表する劇場として、オーストリアの芸術創造に寄与し、国際的に最高の水準を維持する(連邦劇場法) 支出：113.3億円(うち人件費78.7億円 69.5%)、収入：事業収入等48億円(41.6%)、補助金等収入67.5億円(58.4%) 組織：932人</p>		
<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会により、「支援事業は審査及び公表等の情報提供を含めほぼ円滑に進められており、また、基金の管理運用にも努力し、計画より高い運用収入を確保して、一定の成果が上がっているものと認められる。」等の評価がある。 なお、効果を測る指標については、いまだ確立されていないため、文化経済学会等有識者の意見を聞きつつ、今後検討する。</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会により、「各々日本唯一の機関として、国立劇場の役割をふまえた事業目的に沿って、着実な成果を上げている」(伝統芸能)、「他の研修機関に比べ、内容の充実が傑出している。役割をふまえた事業目的に沿って着実な成果が上がっているものと認められる」(現代舞台芸術)等の評価がある。 なお、効果を測る指標については、いまだ確立されていないため、文化経済学会等有識者の意見を聞きつつ、今後検討する。</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会により、「国立劇場の役割をふまえた企画意図に沿った公演の制作・実施等が行われ、効果が上がったものと認められる。公演の水準はなべて良好である。社会人のための公演も評価したい」(伝統芸能)、「新国立劇場の役割をふまえた企画意図に沿った公演の制作・実施が行われ、概ね高水準の国立の劇場ならではの公演であったと評価する」(現代舞台芸術)等の評価がある。 なお、効果を測る指標については、いまだ確立されていないため、文化経済学会等有識者の意見を聞きつつ、今後検討する。</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会により、「役割をふまえた事業目的に沿って、着実な成果が上がっているものと認められる」等の評価がある。 また、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の評価が高いことから、そのことが伺える。 なお、効果を測る指標については、いまだ確立されていないため、文化経済学会等有識者の意見を聞きつつ、今後検討する。</p>
<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対して支援する本事業は文化芸術施策を振興していく上で、不可欠である。</p>	<p>日本芸術文化振興会においては、我が国の文化芸術振興施策の一翼を担う機関として、芸術活動等の振興・普及、伝統芸能の保存・振興、現代舞台芸術の振興・普及を図り、文化芸術の向上に寄与している。また、諸外国においても、国立劇場は文化政策上極めて重要な位置づけをされ、国を代表する顔ともなっている。 このような情勢のもと、各項目の記載内容を総合的に勘案した場合、文化芸術立国を目指し、文化力で国際社会にも貢献しようとする我が国にとって、本事業は必要不可欠である。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>	<p>文化芸術活動の戦略的支援の一環としての支援事業の見直し (ア)文化庁の支援事業の見直しと連動し、日本芸術文化振興会が文化庁から補助金の交付を受け、舞台芸術及び映画の創造活動に対する助成事業を一元化 (イ)芸術文化振興基金の助成プログラムの見直し 申請手続き、審査方法、助成方法等の見直し (ア)地方公共団体、教育委員会との連携協力の推進 (イ)助成の成果等に対する評価をふまえた審査の充実 (ウ)情報通信技術等を活用した申請手続き等の合理化 支援に関するサービス向上のための情報提供業務の充実 文化芸術活動に対する支援事業の中核的拠点として、集積した情報のデータベース化やインターネットサービスの充実</p>	<p>学校等との連携による波及効果の拡大 養成・研修の一環として、各分野の研修生を小中学校等に派遣し実演等を行うことを検討する。実演経験を積むとともに、文化芸術の体験学習の機会を提供することで、波及効果の拡大を図る。 伝統芸能と現代舞台芸術の分野の相互交流 幅広い分野で養成・研修事業を実施している日本芸術文化振興会の特長を活かし、伝統芸能と現代舞台芸術の分野が相互交流するような研修事業を実施する。 公演の制作や舞台技術等に関するインターンシップや実地研修への協力 教育機関、関係団体、公立文化施設等の要望を聞き、国立劇場、新国立劇場等で公演の企画制作者・舞台技術者等のインターンシップや実地研修を積極的に受け入れる。 伝統芸能の伝承者の養成事業の分野の見直し 各分野の人材の実情及び関係団体の意見をふまえ、次期中期の目標期間において、大衆芸能（寄席囃子）の養成事業の休止、歌舞伎（竹本）の養成事業の再開する。 養成事業・研修事業の効率性の向上 事業の性格を勘案しつつ、工夫を図り事業全体の経費の効率化に努める。</p>	<p>次世代の観客層である青少年等を対象とする公演の充実 (ア)新たなシリーズとして国立劇場おきなわの「組踊鑑賞教室」の実施を検討する。 (イ)日本芸術文化振興会のスケールメリットを活かして、各劇場の鑑賞事業の連携協力を強化し、事業のノウハウや広報・営業活動等を見直す。 (ウ)地方公共団体、教育委員会との連携協力を強め、事業の全国展開を図る。 日本文化の海外発信・交流の推進 諸外国の国立劇場等との交流を推進し、国立劇場や新国立劇場が制作した公演をそれらの劇場で上演することを検討する。これらを通じ、国立の施設として、伝統芸能及び舞台芸術に関する日本文化の海外発信に寄与する。 質の高い公演の実施と鑑賞者数の増加 第1期中期目標の期間（平成15年度～19年度）の実績をふまえ、より多くの人が幅広い分野の公演を鑑賞することを目標とし、以下の取り組み等を検討することで、水準の維持向上を図るとともに、より効果的な広報・営業活動を展開 (ア)国立劇場の年間の主催公演を通して購入できるシーズンシートの導入 (イ)劇場モニター制度の導入 劇場施設の使用の最適化 第1期中期目標の期間（平成15年度～19年度）の実績をふまえ、以下の取り組み等を検討することで、劇場施設の使用の最適化を図る。 (ア)主催公演に関する劇場使用について、費用対効果の向上に努める (イ)積極的に劇場施設を貸し出しすることとし、主催公演及び貸し劇場の期間を合わせて、劇場稼働率の向上を図る</p>	<p>調査研究の成果のインターネット公開の推進 調査研究の成果を広く一般に普及するため、インターネットでの公開を推進する。 デジタルシアター構想の推進 調査研究の一環で各劇場の作成した主催公演の映像記録を有効に活用するため、劇場での上映会の開始に向けて検討する。またこれらの取り組みが、観客の拡大に資するかについても調査する。 調査研究の重点化 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演に必要な調査研究は、日本芸術文化振興会ならではの特性があり、とくに国立劇場で行う歌舞伎の通し狂言や復活狂言等の上演に関する調査研究の重点化を図る。その他の調査研究については、所期の目標を達成したもものから順次、終了も含め見直しを行う。 効果的な展示公開の推進 伝統芸能に関する調査研究の成果や、これらに関して収集した図書、資料等の活用のための一般公開施設について、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図るための見直しを行う。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p>	<p>業務運営の見直し及び効率化による運営費交付金の削減 次期中期目標期間中 34百万円</p>	<p>業務運営の効率化による事業費の削減 次期中期目標期間中 58百万円</p>	<p>業務運営の効率化による事業費の削減 次期中期目標期間中 531百万円</p>	<p>業務運営の効率化による事業費の削減 次期中期目標期間中 88百万円</p>
<p>理由</p>	<p>現在、文化芸術活動への支援は、文化庁と日本芸術文化振興会の助成プログラムが、それぞれ細分化されていることから複雑化しており、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」（以下、「第2次基本方針」という）においても、重点的に取り組むべき事項として、「(イ)文化芸術活動の戦略的支援」が掲げられ、より効果的で戦略的な支援が行えるよう見直しが求められている。</p>	<p>・伝統芸能の伝承者の養成については、効果的な人材育成を図る観点からも、各分野の人材の実情及び関係団体の要望等を踏まえ、分野の重点化を図る必要がある。 ・「第2次基本方針」において重点的に取り組むべき事項として、「人材の育成」が掲げられており、この政策目標に沿った事業を展開することは、国の文化施策の一翼を担う機関として重要である。なお、養成・研修の一環として、例えば研修生等が小中学校等で実演を行うことは、子供たちが文化芸術に触れる機会の充実にもつながり、副次的な効果を生み出すため、効率化の面からも有効である。 ・伝統芸能の伝承者の養成は、重要無形文化財やユネスコの世界無形遺産を含む国の文化財保護施策と密接に関係を有する。現代舞台芸術の実演家の研修については、今後、国の文化審議会・文化政策部において調査審議を行う予定である。</p>	<p>・「第2次基本方針」における重点的に取り組むべき事項として、「(イ)日本文化の発信及び国際文化交流の推進」が掲げられるとともに、「(イ)子どもの文化芸術活動の充実」が掲げられており、学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要とされており、この政策目標を達成するため、関係機関と連携を強化し、効率化を図った上で、内容等を充実する必要がある。 ・質の高い公演の実施と鑑賞者数の増加は、日本芸術文化振興会が劇場を運営し、伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及という使命を遂行する上での重要な命題である。 ・主催公演で劇場等を使用するに当たり、コスト意識を一層高め、また、外部団体による劇場施設の利用を一層推進し、自己収入の増加を図ることが重要である。</p>	<p>日本芸術文化振興会においては、主として伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うために必要な調査研究を実施しており、今後とも、この方針を推し進め、効率的な調査研究を行うためには、歌舞伎の通し狂言や復活狂言の上演に資する調査研究などに重点化する必要がある。 調査研究の成果を広く公開することは、伝統芸能及び現代舞台芸術の普及と理解の促進に大きく寄与するものである。</p>

(2) 事務・事業の民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由	-	-	-	-	
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-	-	-	-	
		民営化に向けた措置	-	-	-	-	
		民営化の時期	-	-	-	-	
		民営化しない理由	<p>芸術文化振興基金による助成事業は、国費と民間出せん金が原資であるとともに、国の文化芸術施策、我が国の文化芸術を取り巻く状況を勘案し、公共の見地から事業が実施されており、事業性が無く民営化できない。</p>	<p>伝統芸能の伝承者の養成については、家元制度、徒弟制度が機能しなくなり、実施が困難となった分野に限り、関係団体等の要望をふまえて実施しており、当該事業は国立劇場以外に成しえないものである。また、新国立劇場は、少数に限定された者を対象に、個々の芸術団体の枠を超えた、世界に通用するトップレベルの実演家を育成しているところであり、公的機関が継続的に事業を実施する必要がある。なお、これらの養成・研修については、上記の理由から少数の者に対し行わざるを得ず、事業性が無く、民営化できない。</p>	<p>国立劇場における伝統芸能の公開は、国の文化財保護施策の一環として、伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開することに努めており、これを実施するにあたっては、長年の資料収集と調査研究が必要であり、収益性の観点からも、利益の追求を前提とする民間で行うことは不可能である。また、世界無形遺産である歌舞伎、文楽、能楽の保護は条約締結国政府の責務であり、ユネスコに提出した行動計画においても国立劇場が相当の責務を負っている。新国立劇場における現代舞台芸術の公演は、国際的に比肩する高い芸術性を備えた現代舞台芸術を国民が広く鑑賞できる機会を提供しているものであり、入場料も可能な限り低廉に設定しており、収益性の観点からも民営化は不可能である。</p>	<p>公演事業、伝承者等の養成研修事業及び調査研究等の業務は密接に関わっており、実施にあたっては、個々別々に行われるのではなく、有機的に関連づけ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われることが必要である。また、公演事業を実施するにあたっては、長年の資料収集と調査研究が必要であり、収益性の観点から、利益の追求を前提とする民営化は不可能である。</p>	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	a施設の管理・運営、 <u>b研修</u> 、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否	
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）	-	-	-	-
			入札実施予定時期	-	-	-	-
			事業開始予定時期	-	-	-	-
			契約期間	-	-	-	-
否	導入しない理由	<p>日本芸術文化振興会は、我が国古来の伝統的な芸能（伝統芸能）の公開及び我が国における現代の舞台芸術（現代舞台芸術）の公演、伝承者の養成及び実演家等の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究等を行い、併せて、芸術団体や個人による文化活動に対する援助も実施しており、我が国の文化芸術を長期的かつ継続的な観点から継承・発展させる文化芸術政策の中核としての役割を担っている。これらを確実に実施するためには、日本芸術文化振興会が行う公演事業、伝承者等の養成研修事業及び調査研究等の業務が個々別々に行われるのではなく、有機的に関連づけ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われることが必要である。日本芸術文化振興会の業務は、公演・養成研修等の事業と施設の運営管理を国家的観点から設置された継続性を持った主体によって一体的に行われることが不可欠であり、限られた期間で実施主体が変わる形態あるいは個々を別個に行う形態は、これらの事業に馴染まない。さらに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の附帯決議では、「文化芸術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、同法に規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応すること」が明示されている。なお、警備、清掃業務等、従来から可能な限り民間委託を行っているところではあるが、さらなる業務の効率化を図り、民間委託の対象業務の範囲拡大などについて、一層の推進に努める。</p>					

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		芸術文化活動に対する支援	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	
	移管	移管の可否		否	否	否	否
		可	移管先	-	-	-	-
			内容	-	-	-	-
			理由	-	-	-	-
	否	移管しない理由		日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、他法人に移管することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、他法人に移管することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、他法人に移管することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であるとともに、公演事業と密接に関係しており、他法人に移管することは出来ない。
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	否
		可	一体的に実施する法人等	-	-	-	-
			内容	-	-	-	-
			理由	-	-	-	-
否	一体的実施を行わない理由		日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、一体的に実施することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、一体的に実施することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であるとともに、公演事業と密接に関係しており一体的に実施することは出来ない。	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化政策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与している。本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であるとともに、公演事業と密接に関係しており一体的に実施することは出来ない。	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	-
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	<ul style="list-style-type: none"> 効果的かつ効率的な組織を目指し、人員の重点的配置を行い、組織の見直しを図る。 総人件費の削減に伴う組織のスリム化を行う。
	理由	我が国における文化芸術振興の拠点として、文化芸術活動に対する支援を戦略的に行うとともに、国を代表する劇場として国内外の劇場の連携協力を一層推進するなどに必要な部門を強化する。 図書館の公開業務など定型的業務については、外部委託を進め、専門性の求められる業務に職員を重点的に配置する。また、特に管理部門の組織のスリム化、経費の削減に努める。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成18年度）の公表に基づき、振興会ホームページ及び振興会年報、また、総務省および文部科学省ホームページにおいて公開している。			
	役職員の給与等の対国家公務員指数（在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレース指数）		対国家公務員指数：99.2（地域別：89.6、学歴別：96.6、地域・学歴別：87.3）			
	人件費総額の削減状況		平成17年度 2,431,199千円 平成18年度 2,368,104千円と、2.6%の削減を実現している。			
	一般管理費、業務費等	現状（平成19年4月1日現在）	一般管理費：18年度終了時（3年6ヶ月）で26%の削減。 事業費：平成15年度2.2%削減、平成16年度1.95%削減、平成17年度1%削減、平成18年度1%削減。			
		効率化目標の設定内容・設定時期	一般管理費など事務的な経費については、平成14年度予算を基準として中期目標期間中に、13%以上の効率化を図ること。事業については、中期目標期間中に、毎事業年度につき1%以上の効率化を図ること。（設定時期：平成15年10月1日）			
	民間委託による経費節減の取組内容		国立劇場電話交換業務の民間委託（16年度）をはじめ、可能な限り民間委託を行い業務の効率化を図っている。			
情報通信技術による業務運営の効率化の状況		館内LANの整備、基幹業務システム（会計システム、物品管理システム、人事・給与システム、出演料システム、文書管理システム）の整備、その他業務システム（助成業務システム、チケット販売システム、施設利用システム）の整備、グループウェアの導入等による効率化。				
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		平成15年度～平成17年度の財務諸表等において、関連公益法人との関連及び取引状況について記載しており、その内容についてはホームページにおいて公開している。			
	見直しの方向		引き続き独立行政法人会計基準に則って、必要な情報を公開していくこととしている。			
	関連法人	名称	別紙のとおり			合計
		契約額	別紙のとおり			6,291,647千円
		うち随意契約額（%）	別紙のとおり			6,291,647千円（100%）
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）	別紙のとおり			-
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり			合計
		契約額	別紙のとおり			3,589,260千円
		うち随意契約額（%）	別紙のとおり			2,130,469千円（59.4%）
		当該法人への再就職者（随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	別紙のとおり			-
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載					

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	一般管理費については、中期目標期間中に、平成14年度予算の合計額に比べ13%以上の効率化を図るほか、事業費についても、中期目標期間中、毎事業年度1%以上の効率化を図ることとしている。加えて、助成事業の事務処理日数、教育普及事業への参加者数等、具体的かつ定量的な指標を設定している。	
	今後の取組方針	事務事業及び組織の見直し案や政府の取り進む各種の目標を勘案し、できる限り法人の達成すべき目標を明瞭にすることにより、業務の質の向上等を目指す。	
(2) 国民による意見の活用	現状	中期計画に規定した以下の取組みを通じて国民による意見の活用を図っている。 外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会を設置し、評価を実施するとともに評価結果を事務の改善等に反映 助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等を調査 観劇者などの利用者等に対するアンケートを適宜実施 関係団体の要望等、外部専門家等の意見を踏まえつつ事業を実施 各劇場に設置した「ご意見箱」やホームページに設置した「ご意見・ご感想欄」等を活用し、劇場利用者の意見・要望への迅速な対応	
	今後の取組方針	よりきめ細かく利用者の声を聞き、サービスの向上を図るため、アンケート調査結果を多角的に活用するとともに、劇場モニター制度の導入を検討する。	
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	監事監査：監事2名（常勤1名・非常勤1名）及び監査補助5名（兼務） 内部監査：監査総括1名（兼務）及び監査員6名（兼務） アートマネジメント研修、著作権セミナー、人事院式監督者研修、政府関係法人会計研修等のべ693名の職員が研修に参加している。	
	今後の取組方針	引き続き、監事、内部監査組織及び会計監査人の連携を図り、効率的で実効性のある監査に努めるとともに、専門性の向上に資する研修などを充実させ、職員の質の向上を図る。	
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	情報通信技術を活用した会計システム等の整備により、経理区分単位・事業単位・施設単位で予算管理等を行い、収入支出の状況等を月次で役員会に報告し、運営状況の把握、運営方針の決定等に活用するなど、運営の自立化・効率化に努めている。また、独立行政法人会計基準第42に基づき、主務省令による経理区分ごとの財務諸表及び事業別のセグメント情報を作成、開示して、運営の透明性の向上を図るとともに、法人の業務に関する適正な評価に活用されている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	公演事業において、各公演ごとに収入支出を管理し、役員会等に報告して事業の実施状況の把握に活用するとともに、コスト意識の徹底と自己収入の確保に努め、安定した事業の実施を図っている。	
	今後の取組方針	引き続き会計システムの整備を進め、財務状況を随時把握するなど、法人運営の自立性、効率性、透明性の一層の向上に努める。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）	財源	金額
	公演事業収入	劇場入場料・附帯事業収入	2,254,390,483
	施設使用料収入	劇場使用料・附属施設使用料	712,009,551
	公演受託事業収入	4件	32,862,576
	寄附金収入	1件	500,000
	基金運用収入		1,785,793,396
	その他	事業外収入・養成事業収入・雑収入	401,510,819
	計		5,187,066,825
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> 次世代の観客層である青少年等を対象とする公演の充実。 鑑賞者数の増加に資するため、国立劇場の年間の主催公演を通して購入できるシーズンシートの導入を検討する。 主催公演については、新国立劇場においてオペラ等の2演目の交互上演や公演期間中に短期のガラコンサートや社会人を対象とした入門公演を実施するなど一層の効率的な劇場使用に努めるとともに、リハーサル等の使用日数を精査し、費用対効果の向上を図る。また、積極的に劇場施設を貸し出しすることとし、主催公演及び貸し劇場の期間を合わせ、劇場稼働率の向上を図る。 		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	平成15年10月独法移行時に情報公開取扱規程等関係内部規程を整備し情報公開室を設置するとともに、振興会ホームページにおいて情報公開の手続きを公表して円滑な情報公開に努めている。また、平成17年4月の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行に伴い、個人情報管理規程等関係内部規程を整備し、ホームページにより周知している。 この他、19年4月には情報資産の改ざん、破壊、漏洩等からの保護・管理のため、情報セキュリティポリシーを制定し、情報管理の徹底を図っている。	
	今後改善を予定している点	今後も関係法令等に基づき情報の公開に努めるとともに、研修等により情報管理も含めて情報取扱に係る業務の質の向上を図る。	

その他	
-----	--

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	文部科学省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
日本芸術文化振興会	助成事業等執行型	芸術文化活動に対する支援	-	・芸術文化活動に対する助成業務については、可能な限り助成効果の具体的な内容を把握した上で評価を行うべきである。(15年度評価)	政策評価・独立行政法人評価委員会		・各種の調査を実施するとともに、自己点検評価の実施に際し、助成対象活動実績報告書の記載内容について整理・分類を行い、助成の目的等に照らし合わせた分析・点検により把握に努め、業務実績報告書に記載した。(16年度評価)
	特定事業執行型(試験・教育・研修・指導)	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	-	・養成事業・研修事業については、充当されている費用の適切性・妥当性について評価するとともに、修了生の就業状況を把握の上評価を行うべきである。(16年度評価) ・養成事業・研修事業については、多額の費用を要していることから、修了生の修了後の活動状況等を的確に把握し、その効果の発現に一定の期間を要することを踏まえた上での事業の有効性を視野に入れて評価を行うべきである。(17年度評価)	政策評価・独立行政法人評価委員会		・養成・研修事業については、費用について分析を行うとともに、修了生の就業状況等を的確に把握したうえで、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し詳細な情報提供を行った。(17年度評価・18年度評価)
	特定事業執行型(情報発信・展示・普及・助言等)	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	-	・劇場等の入場者数の目標値が、過去のデータに基づき、あるいは定率的に算出されていることから、劇場等の監理・運営に係る評価においては、法人の経営努力を促すために、同目標値の適切性についても評価を行うべきである。(17年度評価) ・各劇場等を本法人以外へ貸与する業務については、本法人の利用とその他の利用における全体の稼働率を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、運営の在り方を含めた評価を行うべきである。(17年度評価)	政策評価・独立行政法人評価委員会		・公演に係る目標入場者数の設定については、演目、過去の鑑賞者数の傾向等を分析し、より適切な目標値の設定につき見直しを行った。(18年度評価) ・振興会の利用とその他の利用における全体の稼働率について、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し情報提供を行った。(18年度評価)

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

2. 運営の徹底した効率化

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開

(別紙)

関連法人以外の契約先

関連法人(18年度実績)

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者
(財)国立劇場おきなわ運営財団	722,282千円	722,282千円 (100.0%)	理事(非常勤):西角井 正大(元国立劇場芸能部長)
(財)新国立劇場運営財団	5,092,003千円	5,092,003千円 (100.0%)	理事(非常勤):國分 正明(元理事長) 監事(非常勤):前田 瑞枝(元監事)
(財)清栄会	30,020千円	30,020千円 (100.0%)	理事長(非常勤):平島 高文(元理事) 常務理事(非常勤):藤江 清克(元国立演芸場部長) 監事(非常勤):秋元 実(元国立能楽堂部長)
(財)文楽協会	447,342千円	447,342千円 (100.0%)	
合計	6,291,647千円	6,291,647千円 (100.0%)	

「独立行政法人の組織等に関する予備的調査についての報告書」(平成19年度3月衆議院調査局)に基づいて記載。

関連法人以外の契約締結先(17年度実績)

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者
(株)愛工大興	38,010千円	5,460千円 (14.4%)	
(株)アイテックリス	2,784千円	-	
(株)アオイ造園	1,200千円	1,200千円 (100.0%)	
アケル ミハス	2,000千円	2,000千円 (100.0%)	
(株)朝日広告社	1,050千円	1,050千円 (100.0%)	
アテコ(株)	9,309千円	-	
(有)アトリエカス	13,078千円	13,078千円 (100.0%)	
(株)アル・イス・シー	11,842千円	-	
個人	1,409千円	1,409千円 (100.0%)	
(有)アングル	7,478千円	7,478千円 (100.0%)	
イー・エム自交無線協同組合	19,462千円	19,462千円 (100.0%)	
個人	1,080千円	1,080千円 (100.0%)	
池上通信機(株)	17,687千円	5,297千円 (29.9%)	
個人	1,000千円	1,000千円 (100.0%)	
個人	1,320千円	1,320千円 (100.0%)	
個人	2,625千円	2,625千円 (100.0%)	
個人	1,333千円	1,333千円 (100.0%)	
(株)井手口	19,425千円	-	
個人	2,281千円	2,281千円 (100.0%)	
(株)イホカイト グラフィック	12,940千円	4,356千円 (33.7%)	
(株)岩城庭園	2,205千円	2,205千円 (100.0%)	
個人	2,246千円	2,246千円 (100.0%)	
個人	1,888千円	1,888千円 (100.0%)	
個人	3,500千円	3,500千円 (100.0%)	
浦添市土地開発公社	273,748千円	273,748千円 (100.0%)	
栄光電気(株)	10,353千円	2,604千円 (25.2%)	
映像システム(株)	4,043千円	4,043千円 (100.0%)	

名称	契約額	うち随意契約額 (%)	当該法人への再就職者
NECメディアロダック(株)	9,254千円	9,254千円 (100.0%)	
(株)NHKアイテック大阪支社	13,020千円	13,020千円 (100.0%)	
(株)NHKエンタープライズ	21,985千円	21,985千円 (100.0%)	
(株)エヌ・イチ・ケイ・オフィス企画	3,477千円	3,477千円 (100.0%)	
NHKきんきメディアラボ	2,470千円	-	
(株)エヌ・エス・ティー	22,271千円	-	
(株)エンタテインメントプラス	1,260千円	1,260千円 (100.0%)	
(株)大岩機器工業所	6,936千円	3,125千円 (45.1%)	
大阪市	90,319千円	90,319千円 (100.0%)	
大阪市シビック人材センター	1,910千円	1,910千円 (100.0%)	
(株)大阪スタジオ	3,409千円	3,409千円 (100.0%)	
(有)大阪床山宏光	1,224千円	1,224千円 (100.0%)	
沖縄県土地開発公社	155,541千円	155,541千円 (100.0%)	
荻原舞台美術(株)	5,513千円	5,513千円 (100.0%)	
音響特機(株)	3,590千円	3,590千円 (100.0%)	
(株)ワード・櫻山	7,447千円	7,447千円 (100.0%)	
個人	1,000千円	1,000千円 (100.0%)	
(株)河又	5,985千円	-	
河回別神クッ仮面劇保存会(会長 柳 東哲)	1,489千円	1,489千円 (100.0%)	
関西明装(株)	26,649千円	-	
監査法人トマツ	4,410千円	4,410千円 (100.0%)	
教育施設研究所大阪事務所	1,260千円	1,260千円 (100.0%)	
共信コミュニケーションズ	8,893千円	-	
共同印刷(株)	1,764千円	-	
協同リース(株)	2,367千円	1,197千円 (50.6%)	
(株)きんでん	2,572千円	2,572千円 (100.0%)	
グッドジョブ(株)	3,920千円	3,920千円 (100.0%)	
(株)ケ-エルイ-	3,161千円	3,161千円 (100.0%)	
(株)京成エージンツ	56,403千円	5,273千円 (9.3%)	
交通広告(株)	5,544千円	5,544千円 (100.0%)	
個人	1,979千円	1,979千円 (100.0%)	
コス建物管理(株)	1,032千円	1,032千円 (100.0%)	
(株)後藤ビルサービス	2,510千円	-	
個人	5,300千円	5,300千円 (100.0%)	
個人	1,975千円	1,975千円 (100.0%)	
小林能装束(有)	1,600千円	1,600千円 (100.0%)	
サウス警備保障(株)	1,932千円	-	
(株)三交社	2,641千円	-	
三精輸送機(株)	138,722千円	122,846千円 (88.6%)	
サントリーパブリシティサービス(株)	39,449千円	6,351千円 (16.1%)	
(株)シグマコミュニケーションズ	23,780千円	1,460千円 (6.1%)	
(株)シグマスタッフ	5,171千円	5,171千円 (100.0%)	

名称	契約額	うち随意契約額 (%)	当該法人への再就職者
(株)ジャパンメンテナンス	64,050千円	-	
(株)松竹	222,002千円	222,002千円 (100.0%)	
松竹衣裳(株)	92,321千円	92,321千円 (100.0%)	
松竹衣裳(株)大阪店	1,351千円	1,351千円 (100.0%)	
(株)浄美社	12,343千円	1,155千円 (9.4%)	
個人	1,056千円	1,056千円 (100.0%)	
新日空サービス(株)	1,743千円	1,743千円 (100.0%)	
須賀工業(株)	3,885千円	-	
(株)商華堂	2,268千円	2,268千円 (100.0%)	
(株)新通	4,803千円	4,803千円 (100.0%)	
(株)スィクス	21,925千円	21,925千円 (100.0%)	
世界民族舞踊研究所	1,409千円	1,409千円 (100.0%)	
総合交通広告(株)	4,224千円	4,224千円 (100.0%)	
(株)総合設備計画	2,394千円	2,394千円 (100.0%)	
第一建築サービス(株)	103,106千円	34,524千円 (33.5%)	
(株)第一成和事務所	6,712千円	6,712千円 (100.0%)	
第一緑興(株)	1,362千円	1,362千円 (100.0%)	
(株)データアップライトシステムズ	2,047千円	2,047千円 (100.0%)	
(株)大広	9,452千円	9,452千円 (100.0%)	
高砂熱学工業	33,915千円	-	
高嶺清掃(株)	3,466千円	-	
個人	2,730千円	2,730千円 (100.0%)	
(株)データプロシード	2,555千円	2,555千円 (100.0%)	
(株)竹中工務店東京本店	130,347千円	-	
(株)丹青社	27,752千円	1,302千円 (4.7%)	
(社)千代田区シルバー人材センター	9,501千円	9,501千円 (100.0%)	
(株)燈影舎	6,864千円	-	
東京演劇かつら(株)	46,064千円	46,064千円 (100.0%)	
東京ガス(株)西部内管保安センター	9,139千円	9,139千円 (100.0%)	
東京鴨治床山(株)	36,338千円	36,338千円 (100.0%)	
東京警備保障(株)	35,280千円	-	
東京都交通局長	8,084千円	8,084千円 (100.0%)	
東京都個人タクシー協同組合	8,881千円	8,881千円 (100.0%)	
東京無線	1,011千円	1,011千円 (100.0%)	
東芝情報機器(株)	6,236千円	6,236千円 (100.0%)	
(株)東芝電力・社会システム社	75,673千円	75,673千円 (100.0%)	
東芝プラントシステム(株)	11,550千円	-	
東芝ライテック(株)	27,998千円	15,818千円 (56.5%)	
(株)図書館流通センター	4,620千円	-	
(株)東通テクノロジー	11,749千円	-	
凸版印刷(株)	13,770千円	-	
(株)東洋実業	28,000千円	-	

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者
社陵印刷(株)	10,849千円	1,953千円 (18.0%)	
ナカ' ヲ' ラ' シ' ヲ' (株)	1,958千円	1,958千円 (100.0%)	
ナカ' ヲ' (株)	1,785千円	-	
個人	1,720千円	1,720千円 (100.0%)	
(株)中村ちんぎれ店	2,630千円	2,630千円 (100.0%)	
個人	2,038千円	2,038千円 (100.0%)	
個人	2,038千円	2,038千円 (100.0%)	
(株)ニッセイム	16,569千円	16,569千円 (100.0%)	
日本エレ' タ' 製造(株)	1,606千円	1,606千円 (100.0%)	
日本興亜損害保険(株)	1,626千円	-	
日本総合舞台美術(株)	256,051千円	256,051千円 (100.0%)	
(株)日本デ' タ' ヲ'	1,459千円	1,459千円 (100.0%)	
日本電気(株)	15,899千円	15,899千円 (100.0%)	
日本レコ' ド' マ' シ' ヲ' メ' ヲ' (株)	8,242千円	1,442千円 (17.5%)	
ニルマン寺院(代表 ウゲン=ナムゲル)	2,803千円	2,803千円 (100.0%)	
野田福	1,785千円	1,785千円 (100.0%)	
能美防災(株)	16,987千円	2,047千円 (12.1%)	
野崎印刷紙業(株)	2,243千円	2,243千円 (100.0%)	
(株)ハ' シ' ヲ' ヲ' ア' ト' セ' ヲ' タ'	355,657千円	5,441千円 (1.5%)	
ハ' シ' ヲ' ヲ' ヲ' ヲ' タ' ビ' ス(株)	1,845千円	-	
(株)ハ' ト' ス	19,317千円	-	
ハ' ナ' シ' ヲ' ヲ' SS' マ' ケ' テ' イ' ヲ' (株)	13,184千円	13,184千円 (100.0%)	
(株)ハ' ヲ' ド' ヲ' ヲ'	2,142千円	2,142千円 (100.0%)	
東日本電信電話(株)	1,883千円	1,883千円 (100.0%)	
日立キ' ビ' 外(株)	938千円	938千円 (100.0%)	
(株)日立シ' ス' テ' ヲ' ヲ' ヲ' サ' ビ' ス	7,770千円	7,770千円 (100.0%)	
日立電子サ' ビ' ス(株)	4,830千円	-	
(株)日立ヒ' ル' シ' ス' テ' ヲ' ヲ' 関西支社	3,906千円	3,906千円 (100.0%)	
ヒ' マ' ヲ' ヲ' ド' (株)	18,480千円	-	
(株)広島屋' ヲ' ド' リ'	1,395千円	1,395千円 (100.0%)	
不二音響(株)	2,830千円	2,830千円 (100.0%)	
富士ヒ' ヲ' ヲ' ヲ' ヲ' (株)	6,135千円	6,135千円 (100.0%)	
フ' シ' テ' ヲ' (株)東京支社	2,541千円	2,541千円 (100.0%)	
富士ネ' ヲ' シ' ス' テ' ヲ' ヲ' (株)	9,702千円	-	
(株)放映技術	7,900千円	-	
ホ' 弁(株)	2,362千円	2,362千円 (100.0%)	
ホ' ト' ヲ' サ' ビ' ス(株)	2,020千円	2,020千円 (100.0%)	
(株)グ' ヲ' ト' ル	110,826千円	-	
(株)マ' ガ' -' ズ	4,635千円	4,635千円 (100.0%)	
松下電工エン' ジ' ニ' ア' リ' ヲ' (株)	5,931千円	5,931千円 (100.0%)	
(株)松村電機製作所	6,195千円	-	
丸栄(株)	7,216千円	-	

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者
丸善㈱	1,333千円	1,333千円 (100.0%)	
(株)三喜商会	5,328千円	5,328千円 (100.0%)	
(株)水谷	1,860千円	1,860千円 (100.0%)	
美津野商事(株)	1,746千円	1,746千円 (100.0%)	
みずほ総合研究所(株)	2,989千円	2,989千円 (100.0%)	
三井倉庫関西支社	3,644千円	3,644千円 (100.0%)	
三友(株)	7,339千円	7,339千円 (100.0%)	
三菱重工業(株)	79,800千円	79,800千円 (100.0%)	
三菱電機ビルテクノサービス(株)	3,628千円	3,628千円 (100.0%)	
(有)光峯床山	11,679千円	11,679千円 (100.0%)	
(株)ドリ	21,882千円	21,882千円 (100.0%)	
(株)峰尾研究所	2,700千円	-	
個人	1,025千円	1,025千円 (100.0%)	
(株)明電舎	6,163千円	6,163千円 (100.0%)	
(株)メディアシティ	12,274千円	-	
(株)マトコス	17,007千円	17,007千円 (100.0%)	
望月太明蔵社中	18,501千円	18,501千円 (100.0%)	
森平舞台機構(株)	55,701千円	42,420千円 (76.2%)	
個人	1,212千円	1,212千円 (100.0%)	
(株)山武	27,398千円	6,898千円 (25.2%)	
山武ビルシステム(株)	1,344千円	1,344千円 (100.0%)	
マト運輸(株)	2,279千円	2,279千円 (100.0%)	
マトシステム開発(株)	10,157千円	10,157千円 (100.0%)	
(株)ヨコヤマアイ-	6,626千円	-	
(株)読売エージェン-	2,244千円	2,244千円 (100.0%)	
(株)臨川書店	2,063千円	2,063千円 (100.0%)	
六興電気(株)	67,004千円	7,217千円 (10.8%)	
合計	3,589,260千円	2,130,469千円 (59.4%)	

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位：千円)

法人名	日本芸術文化振興会	府省名	文部科学省
(助成・給付型)			
事務・事業の名称	文化芸術活動に対する支援		
事務・事業の内容	国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し資金の支給その他必要な援助を行う。		
国からの財政支出額	593,200	支出予算額	2,436,634
対19年度当初予算増減額	22,611	対19年度当初予算増減額	22,718
事業の廃止・縮小 理由	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討	文化芸術活動の戦略的支援の一環としての支援事業の見直し 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)(平成19年2月9日閣議決定)において、重点的取り組み事項となっている、文化芸術活動の戦略的支援の一環として見直しを行う。 具体的には、文化庁の支援事業の見直しと連動し、日本芸術文化振興会が文化庁から補助金の交付を受け、舞台芸術及び映画の創造活動に対する助成事業を一元化する。また、合わせて芸術文化振興基金の助成プログラムを見直し、総合的かつ効果的に文化芸術活動に対する支援を行うことが可能になるよう検討する。	
	理由	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)の重点的に取り組むべき事項として、「文化芸術活動の戦略的支援」が掲げられ、より効果的で戦略的な支援が行えるよう見直しが求められている。 現在、舞台芸術への支援には、「芸術創造活動重点支援事業(文化庁事業)」「舞台芸術振興事業(運営費交付金による振興会の事業)」「芸術文化振興基金(基金の運用益による振興会の事業)」があり、映画製作への支援においては、「文化芸術振興費補助金(文化庁事業)」「芸術文化振興基金(基金の運用益による振興会の事業)」があり、それぞれ助成プログラムが細分化されていることから、文化芸術活動への支援は、複雑化している。 振興会は、文化芸術活動を取り巻く環境や芸術団体のニーズを踏まえた、助成プログラムの在り方について不断に見直しを行っており、これまでも助成プログラムや基金部の改革を行ってきた。 芸術文化振興基金による助成事業は、直接経費のほか人件費等の間接経費も含め、運用益で賄っており、運営費交付金は投入されていない。運営費交付金を財源とする「舞台芸術振興事業」は、従来文化庁の補助金で行われていたもので、国の芸術文化振興施策の一環として行っているものである。 これらのことから、文化芸術活動への支援について、政策目標を踏まえ、事業を再整理の上、総合的・一体的に行うことが必要である。 【参考】文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)(平成19年2月9日閣議決定)(抜粋) 第1文化芸術の振興の基本的方向、3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 文化芸術活動の戦略的支援 国が行う文化芸術活動への支援については、中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援と、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援が行えるよう支援方針について必要な見直しを行う。 これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ、きめ細かくかつ効果的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性を検討する必要がある。	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	トータルコスト最小化への見直し	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	-
		繰越欠損金の額(H18年度末)	-
		発生理由(H18年度)	-
		発生した場合の処理方針	-
		繰越欠損金の推移	-
		見直し案	-
		成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	-

事業効果 (事前、事後) ()	実施状況	助成を適切に行うため、各分野の専門家、学識経験者で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、そのもとに個別具体的な審査を実施する部会、専門委員会を置いて審査の適正を期している。また、審査を行った専門委員により、助成団体の公演活動が応募の趣旨に沿って実施されているかを実地に調査し、事後には職員により公演等に係る会計調査を実施して、助成活動が適切に行われるよう努めている。なお、地域文化振興活動及び文化振興普及団体活動の応募については、都道府県を経由して行うこととし、都道府県関係者への説明会や応募状況に関するヒアリングの実施など連携協力を図っている。	
	見直し案	申請手続き、審査方法、助成方法等の見直し ア.情報通信技術などを活用し申請手続き等の合理化を進めるとともに、審査及び事務の効率化を図る。 イ.助成の成果等に対する評価を踏まえた審査を充実し、効果的な事業を実施する。 ウ.募集、周知等に当たっては、地方公共団体、教育委員会等との連携協力を推進する。	
	公表状況・公表方法	審査の透明性を確保するため、審査終了後、助成対象活動、助成金の額及び審査にあたった委員の氏名、審査経過等をホームページや広報誌で公表している。	
	見直し案	支援に関するサービス向上のための情報提供業務の充実 文化芸術活動に対する支援事業の中核的拠点として、集積した情報のデータベース化やインターネットサービスの充実などを検討する。	
助成・ 給付基 準 ()	基準の概要	基準の名称・根拠	芸術文化振興基金助成金交付の基本方針(平成16年2月24日芸術文化振興基金運営委員会決定)根拠 独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書第4条
		対象者の要件	芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動を行う芸術団体等
		金額の算定方法	原則として、自己負担金の範囲内、かつ助成対象経費の2分の1以内の定額(映画は募集案内で定めた額)
		見直し案	芸術文化振興基金による助成プログラムを見直すことによる関係基準の見直しを行う
	基準の公表状況、公表方法	ホームページ、助成金募集案内(冊子)等により公表	
	見直し案	支援に関するサービス向上のための情報提供業務の充実(再掲) 文化芸術活動に対する支援事業の中核的拠点として、集積した情報のデータベース化やインターネットサービスの充実などを検討する。	
	民間委託等の検討	芸術文化振興基金による助成事業は、国費と民間出せん金が原資であるとともに、国の文化芸術施策、我が国の文化芸術を取り巻く状況を勘案し、公共的見地から事業が実施されている。また、その運用はまさに公的な立場で行うべきものであり、民間委託に付すことは馴染まない。	
	その他の見直し案	なし	

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	日本芸術文化振興会		府省名	文部科学省
資産との関連を有する事務・事業の名称	芸術文化活動に対する支援 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用			
資産との関連を有する事務・事業の内容	国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し資金の支給その他必要な援助を行う。 伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施する。 伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図る。			
国からの財政支出額	12,907,496千円	支出予算額	17,693,647千円	
対19年度当初予算増減額	623,917千円	対19年度当初予算増減額	624,656千円	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。 金融資産については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の 芸術文化活動に対する支援と関連を有する芸術文化振興基金の原資を投資有価証券として運用しているものが主である。 現在、満期償還となった有価証券については、比較的利率の高い財投機関債や信用度の高い国際機関等が発行する外国債券等を活用した再運用を行っているところである。引き続き、効率的な運用を実施する。			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名： 文部科学省		独立行政法人名： 独) 日本芸術文化振興会					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
2	国立能楽堂	2	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	1	1	8,038.87	4,203.72
3	国立文楽劇場	3	大阪府中央区日本橋1-12-10	1	5	4,464.22	3,925.00
4	国立劇場おきなわ	3	沖縄県浦添市勢理客4-14-1	1	5	24,000.00	7,239.00
5	新国立劇場	2	東京都渋谷区本町1-1-1	1	1	28,668.07	19,513.00
6	新国立劇場舞台美術センター	3	千葉県銚子市豊里台1-1044	1	1	26,350.68	5,198.00
7	用賀職員宿舎	2	東京都世田谷区上用賀4-23-2	1	1	403.10	151.83
8	目黒職員宿舎	2	東京都目黒区下目黒2-21-19	1	1	14.00	69.90
9	小金井職員宿舎	3	東京都小金井市本町5-23-33	1	1	553.00	194.90
10	船橋第一・第二職員宿舎	3	千葉県船橋市前原西4-9-6～7	1	1	669.95	209.79
11	船橋第三職員宿舎	3	千葉県船橋市前原西1-20-13	1	1	220.53	71.09
12	習志野職員宿舎	3	千葉県習志野市津田沼3-17-17	1	1	495.48	162.43
13	枚方職員宿舎	3	大阪府枚方市香里ヶ丘10-3732-11	1	1	920.58	268.20

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	36,116.16	2002	1966	5	41	28～50	地下2階付3階建	商業地域	80%	500%	23.10%
2	9,943.94	1983		24		50	地下1階付3階建	第二種住居地域	60%	300%	41.23%
3	13,014.98	1984		23		50	地下2階付5階建	商業地域	80%	800%	36.44%
4	14,292.64	2003		4		41	地下1階付3階建	準工業地域	60%	200%	29.78%
5	70,080.67	1997		10		50	地下4階付5階建	商業地域	80%	400%	61.11%
6	7,642.03	2003	1996	4	11	35～45	3階建	非線引都市計画区域内、用途無指定	70%	400%	7.25%
7	404.46	1970		37		45	3階建	第一種低層住居専用地域	50%	100%	100.34%
8	69.90	1971		36		60	13階建	商業地域	80%	500%	99.89%
9	495.32	1972		35		60	3階建	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	44.78%
10	629.37	1979	1974	28	33	60	3階建	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	46.97%
11	142.18	1979		28		60	2階建	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	32.24%
12	487.29	1977		30		60	3階建	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	49.17%
13	950.58	1989		18		60	4階建	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	51.63%

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		75,970	71,918	3,789	263	2,150	1/2/4/6	1(全ての事業)	最高裁判所	
2		8,660	6,512	2,129	19	750	1/2/4/6	1(全ての事業)		
3		2,715	191	2,506	18	610	1/2/4/6	1(全ての事業)		
4		8,802	1,231	7,431	140	89	1/2/4/6	1(全ての事業)		
5		65,750	19,737	45,565	448	1,410	1/2/4/6	1(全ての事業)		
6		2,276	308	1,234	734	16	1/6/9	1(全ての事業)		
7		184	182	2		380	8	1(全ての事業)		
8		27	15	12		770	8	1(全ての事業)		
9		191	182	9		265	8	1(全ての事業)		
10		105	84	21		140	8	1(全ての事業)		
11		42	36	6		135	8	1(全ての事業)		
12		88	72	16		130	8	1(全ての事業)		
13		201	129	72	0	115	8	1(全ての事業)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	1	施設名	国立劇場本館・演芸場	用途	1/2/4/6 (劇場施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期：					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・国立劇場本館・演芸場は、国の重要無形文化財である歌舞伎を始めとした我が国の伝統芸能の保存及び振興を図るための拠点施設として設置されたものであり、法人の使命を達成するため実施する伝統芸能の公開、伝承者の養成等の主要事業を安定的、継続的かつ確実に実施するためには、これら伝統芸能に係る専用施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・劇場施設の稼働率は、本館大劇場97.5%、本館小劇場90.3%、演芸場97.2%と極めて高い状況にある。 ・劇場施設は、事務所等とは異なる専用施設であり、その用途に適合した建物・設備である必要があるとともに、国の顔に相応しい品格ある外観と文化的な景観が必要である。また、敷地内には建物のほか、劇場施設には必要不可欠な大型バスの導線、駐車場、前庭等があり、土地の利用率は低いとは考えられない。なお、国立劇場本館は皇居に面する立地にあり、良好な都市景観に適合する必要がある。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	2	施設名	国立能楽堂	用途	1/2/4/6 (劇場施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期：					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・国立能楽堂は、国の重要無形文化財である能楽の保存及び振興を図るための拠点施設として設置されたものであり、法人の使命を達成するため実施する伝統芸能の公開、伝承者の養成等の主要事業を安定的、継続的かつ確実に実施するためには、能楽の専用施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・国立能楽堂の稼働率は90.7%と極めて高い状況にある。 ・国立能楽堂は、事務所等とは異なる専用施設であり、伝統的な能楽堂建築に則した建物・設備である必要があるとともに、文化的な景観が必要である。また、敷地内には建物のほか、劇場施設には必要不可欠な駐車場、前庭等があり、土地の利用率は低いとは考えられない。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	3	施設名	国立文楽劇場	用途	1/2/4/6 (劇場施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・国立文楽劇場は、国の重要無形文化財である文楽を始めとした我が国の伝統芸能の保存及び振興を図るための拠点施設として設置されたものであり、法人の使命を達成するため実施する伝統芸能の公開、伝承者の養成等の主要事業を安定的、継続的かつ確実に実施するためには、文楽等の専用施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・文楽劇場の稼働率は92.5%と極めて高い状況にある。 ・劇場施設は、事務所等とは異なる専用施設であり、その用途に適合した建物・設備である必要があるとともに、国の顔に相応しい品格ある外観と文化的な景観が必要である。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	4	施設名	国立劇場おきなわ	用途	1/2/4/6 (劇場施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・国立劇場おきなわは、国の重要無形文化財である組踊を始めとした沖縄伝統芸能の保存及び振興を図るための拠点施設として設置されたものであり、法人の使命を達成するため実施する組踊等の公開、伝承者の養成等の主要事業を安定的、継続的かつ確実に実施するためには、組踊等の専用施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・国立劇場おきなわの稼働率は76.9%と高い状況にある。 ・劇場施設は、事務所等とは異なる専用施設であり、その用途に適合した建物・設備である必要があるとともに、国の顔に相応しい品格ある外観と文化的な景観が必要である。また、敷地内には建物のほか、劇場施設には必要不可欠な大型バスの導線、駐車場、前庭等があり、土地の利用率は低いとは考えられない。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	5	施設名	新国立劇場	用途	1/2/4/6 (劇場施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・新国立劇場は、国の文化芸術振興施策の一環として、オペラ・バレエ・演劇等我が国における現代舞台芸術の振興及び普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、法人の使命を達成するため実施する現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の主要事業を安定的、継続的かつ確実に実施するためには、これら舞台芸術に係る専用施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・新国立劇場は、隣接する東京オペラシティビルと共同で、文化的環境として一体的に整備された特定街区（初台淀橋街区）を形成し、運営しているものである。 ・劇場施設の稼働率は、オペラ劇場100%、中劇場81.1%、小劇場87.7%と極めて高い状況にある。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	6	施設名	新国立劇場舞台美術センター	用途	1/6/9 (保管施設)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・新国立劇場舞台美術センターは、主要な業務である現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置や舞台衣装を保管しており、新国立劇場のレパートリー公演を実施するためには、これらの施設を自ら保有することが必要不可欠である。 ・各保管棟の利用率は、A棟85%、B棟67%、C棟100%、衣裳保管棟72%と高い状況にある。 ・敷地内には建物のほか、施設の性質上必要不可欠な大型トレーラー用の導線、駐車場、地域住民のための公園等があり、現在保管棟の新営計画があり、土地の利用率は低いとは考えられない。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	7	施設名	用賀職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・用賀職員宿舎の利用率は100%である。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	8	施設名	目黒職員宿舎 (目黒グリーンコープ67 68号室)	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・目黒職員宿舎の利用率は100%である。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	9	施設名	小金井職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・小金井職員宿舎の利用率は100%である。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	10	施設名	船橋第一・第二職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・船橋第一・第二職員宿舎の利用率は81.8%である。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	11	施設名	船橋第三職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・船橋第三職員宿舎の利用率は100%である。 					

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	12	施設名	習志野職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・習志野職員宿舎の利用率は87.5%である。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会			府省名	文部科学省
No.	13	施設名	枚方職員宿舎	用途	8 (職員宿舎)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
なし					
売却する場合、売却予定時期 :					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術文化振興会は、東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び、全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、自ら宿舎を保有することが必要不可欠である。 ・枚方職員宿舎の利用率は85.7%である。 					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会	府省名	文部科学省
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	68,739 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
B	現金及び預金	4,117 百万円	
C	有価証券	500 百万円	
D	受取手形	百万円	内 貸付金 : 百万円
E	売掛金(未収金)	262 百万円	内 割賦債権 : 百万円
F	投資有価証券	63,860 百万円	
G	関係会社	百万円	… 関係会社株式
H	関係会社	百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金	百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金	百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金	百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
M	積立金	百万円	
N	出資金	百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 日本芸術文化振興会	府省名	文部科学省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>劇場入場料、附属施設使用料等については、債務者に対する請求書発行時に売上を計上し、債権(未収金)を認識するため、請求書発行時から金銭が収納されるまでの間、未収金が計上されるものである。</p>			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>金融資産の主なものは、芸術文化振興基金の原資を投資有価証券として運用しているものであるが、毎年助成金の需要が供給を上回っている中、応募件数の4割程度を採択し助成していることから、適正な資産の範囲の額であり、政策目標に比して過大と考えられる金融資産はない。また、通常の業務活動により発生する売掛金(未収金)については適正と考えられる。</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	日本芸術文化振興会	府省名	文部科学省
(試験・教育・研修・指導型)			
事務・事業の名称	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修		
事務・事業の内容	伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施する。		
国からの財政支出額	1,003,617	支出予算額	1,067,634
対19年度当初予算増減額	6,091	対19年度当初予算増減額	5,524
官民競争入札等()	検討	官民競争入札には馴染まない	
	理由	<p>日本芸術文化振興会は、我が国古来の伝統的な芸能(伝統芸能)の公開及び我が国における現代の舞台芸術(現代舞台芸術)の公演、伝承者の養成及び実演家等の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究等を行い、併せて、芸術団体や個人による文化活動に対する援助も実施しており、我が国の文化芸術を長期的かつ継続的な観点から継承・発展させる文化芸術政策の中核としての役割を担っている。</p> <p>これらを確実に実施するためには、日本芸術文化振興会が行う公演事業、伝承者等の養成研修事業及び調査研究等の業務が個々別々に行われるのではなく、有機的に関連づけ、長期的かつ継続的な観点上に立って安定的に行われることが必要である。</p> <p>日本芸術文化振興会の業務は、公演・養成研修等の事業と施設の運営管理を国家的観点から設置された継続性を持った主体によって一体的に行われることが不可欠であり、限られた期間で実施主体が変わる形態あるいは個々に行う形態は、これらの事業に馴染まない。</p> <p>さらに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)の附帯決議では、文化芸術については長期的かつ継続的な観点上に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、同法に規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応することが明示されている。</p> <p>なお、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修については、各分野の人数、年齢構成、公演の実施状況等について検討し、関係団体等と協議のうえ、養成事業委員会を設置し運営を行っており、一般競争入札等は馴染まないと考える。</p>	
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	受益者は直接には研修を受講する者となるが、その目的からして国民全体が利益を享受する受益者である。	
	受益者負担金(算定方法、総計)	-	
	運営コスト(内訳、総計)	国からの支出額 1,003,617千円 自己財源による支出額 64,017千円 総計 1,067,634千円	
	受益者負担金 - 運営コスト	-	
	見直し案	引き続き運営コストの改善を図る。	
他の法人等()の一体	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	なし	
	理由	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化財保護施策及び文化芸術振興施策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与しており、本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、一体的に実施することは出来ない。	
法人内での一体的実施()	同様の事務事業を実施している施設	国立劇場本館(演芸場(歌舞伎・大衆芸能の養成研修)、国立能楽堂(能楽の養成研修)、国立文楽劇場(文楽の養成研修)、国立劇場おきなわ(組踊の養成研修)、新国立劇場(オペラ・バレエ・演劇の研修)	
	一体的実施の可否	不可	
	内容	なし	
	理由	各専用施設において固有の分野の養成・研修を実施しており、それぞれに特性があり、立地も異なるため一体的に実施することは困難である。	
法人等()の一体的実施	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	なし	
	理由	一体的に実施する法人が存在しないため。	

情報発信・展示・普及・助言等型			
事務・事業の名称		伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	
事務・事業の内容		伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う (1) 伝統芸能の公開 (2) 現代舞台芸術の公演 (3) 青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	
国からの財政支出額		9,825,492	支出予算額 12,702,454
対19年度当初予算増減額		653,426	対19年度当初予算増減額 653,757
官民競争入札等()	検討	官民競争入札には馴染まない	
	理由	<p>日本芸術文化振興会は、我が国古来の伝統的な芸能(伝統芸能)の公開及び我が国における現代の舞台芸術(現代舞台芸術)の公演、伝承者の養成及び実演家等の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究等を行い、併せて、芸術団体や個人による文化活動に対する援助も実施しており、我が国の文化芸術を長期的かつ継続的な観点から継承・発展させる文化芸術政策の中核としての役割を担っている。</p> <p>これらを確実に実施するためには、日本芸術文化振興会が行う公演事業、伝承者等の養成研修事業及び調査研究等の業務が個々別々に行われるのではなく、有機的に関連づけ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われることが必要である。</p> <p>日本芸術文化振興会の業務は、公演・養成研修等の事業と施設の運営管理を国家的観点から設置された継続性を持った主体によって一体的に行われることが不可欠であり、限られた期間で実施主体が変わる形態あるいは個々を別個に行う形態は、これらの事業に馴染まない。</p> <p>さらに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)の附帯決議では、文化芸術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、同法に規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応することが明示されている。</p> <p>なお、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施にあたり、演出に基づく舞台機構・音響・照明等のプランニング及び仕込み・操作等の指示・監督は職員が行っているが、実際の機材等の仕込み作業やスポットライト等の操作については民間委託を行っているところである。</p>	
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	国民全体が利益を享受する受益者である。なお、観劇者等からは、入場料を収受している。	
	受益者負担金(算定方法、総計)	-	
	運営コスト(内訳、総計)	国からの支出額 9,830,492千円 自己財源による支出額 2,871,962千円 総計 12,702,454千円	
	受益者負担金・運営コスト	-	
	見直し案	引き続き運営コストの改善を図る。	
他の実施人との一体	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	なし	
	理由	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化財保護施策及び文化芸術振興施策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与しており、本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり、一体的に実施することは出来ない。	
法人内での一体的実施	同様の事務事業を実施している施設	国立劇場本館(演芸場(歌舞伎・大衆芸能等の公開)、国立能楽堂(能楽の公開)、国立文楽劇場(文楽等の公開)、国立劇場おきなわ(組踊等の公開)、新国立劇場(オペラ・バレエ・演劇等の公演)	
	一体的実施の可否	不可	
	内容	なし	
	理由	各専用施設において固有の分野の公開・公演を実施しており、それぞれに特性があり、立地も異なるため一体的に実施することは困難である。	
事業効果(事前、事後)	実施状況	各分野ごとに外部専門家からなる専門委員会を組織し、公演計画・実施状況等について意見聴取を行うとともに、法人内において自己点検評価を実施し、外部有識者からなる評価委員会により外部評価を実施している。また、観劇者など利用者に対するアンケート調査を適宜実施している。	
	見直し案	公演制作部門の専門性の確保により、企画能力の一層の向上を図り、国立の劇場ならではの公演実施に努める。よりきめ細かく利用者の声を聞き、サービスの向上を図るため、劇場モニター制度の導入を検討する。	
	公表状況・公表方法	業務実績報告書、評価結果等をホームページ等を通じて公表している。	
	見直し案	引き続き、わかりやすい情報提供に努める。	

情報発信・展示・普及・助言等型			
事務・事業の名称		伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	
事務・事業の内容		伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図ること。	
国からの財政支出額		1,485,187	支出予算額 1,486,925
対19年度当初予算増減額		807	対19年度当初予算増減額 859
官民競争入札等（ ）	検討	官民競争入札には馴染まない	
	理由	<p>日本芸術文化振興会は、我が国古来の伝統的な芸能（伝統芸能）の公開及び我が国における現代の舞台芸術（現代舞台芸術）の公演、伝承者の養成及び実演家等の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究等を行い、併せて、芸術団体や個人による文化活動に対する援助も実施しており、我が国の文化芸術を長期的かつ継続的な観点から継承・発展させる文化芸術政策の中核としての役割を担っている。</p> <p>これらを実践に実施するためには、日本芸術文化振興会が行う公演事業、伝承者等の養成研修事業及び調査研究等の業務が個々別々に行われるのではなく、有機的に関連づけ、長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われることが必要である。</p> <p>日本芸術文化振興会の業務は、公演・養成研修等の事業と施設の運営管理を国家的観点から設置された継続性を持った主体によって一体的に行われることが不可欠であり、限られた期間で実施主体が変わる形態あるいは個々を別個に行う形態は、これらの事業に馴染まない。</p> <p>さらに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の附帯決議では、「文化芸術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、同法に規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応すること」が明示されている。</p> <p>なお、インターネットを通じて舞台芸術の魅力を紹介する文化デジタルライブラリーについては、職員が行った調査研究の成果をもとにコンテンツの制作を外部委託するとともに、そのサーバー等の保守についても外部委託を行っている。</p>	
受益者特定（ ）	受益者特定及び対価収受の可否	国民全体が利益を享受する受益者である。	
	受益者負担金（算定方法、総計）	-	
	運営コスト（内訳、総計）	国からの支出額 1,485,187千円 自己財源による支出額 1,738千円 総計 1,486,925千円	
	受益者負担金・運営コスト	-	
	見直し案	引き続き運営コストの改善を図る。	
他の法人との一体的	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	なし	
	理由	日本芸術文化振興会においては、我が国の文化財保護施策及び文化芸術振興施策の一翼を担う機関として、文化芸術の向上に寄与しており、本事業は極めて専門性が高く、他の法人では行い得ない事業であり一体的に実施することは出来ない。また、本事業は、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演等と有機的に関連づけて実施する必要があり、他の法人と一体的に実施することには馴染まない。	
法人内での一体的実施（ ）	同様の事務事業を実施している施設	国立劇場本館（演芸場（歌舞伎等の調査研究等））、国立能楽堂（能楽の調査研究等）、国立文楽劇場（文楽等の調査研究等）、国立劇場おきなわ（組踊等の調査研究等）、新国立劇場（オペラ・バレエ・演劇等の調査研究等）	
	一体的実施の可否	不可	
	内容	なし	
	理由	各専用施設において固有の分野の調査研究等を実施しており、それぞれに特性があり、一体的に実施することは困難である。	
（事前、事後）事業効果（ ）	実施状況	外部専門家からなる事業委員会を組織し、実施計画・実施状況等について意見聴取を行うとともに、法人内において自己点検評価を実施し、外部有識者からなる評価委員会により外部評価を実施している。また、利用者に対するアンケート調査を適宜実施している。	
	見直し案	引き続き、わかりやすい情報提供に努める。	
	公表状況・公表方法	業務実績報告書、評価結果等をホームページ等を通じて公表している。	
	見直し案	引き続き、わかりやすい情報提供に努める。	